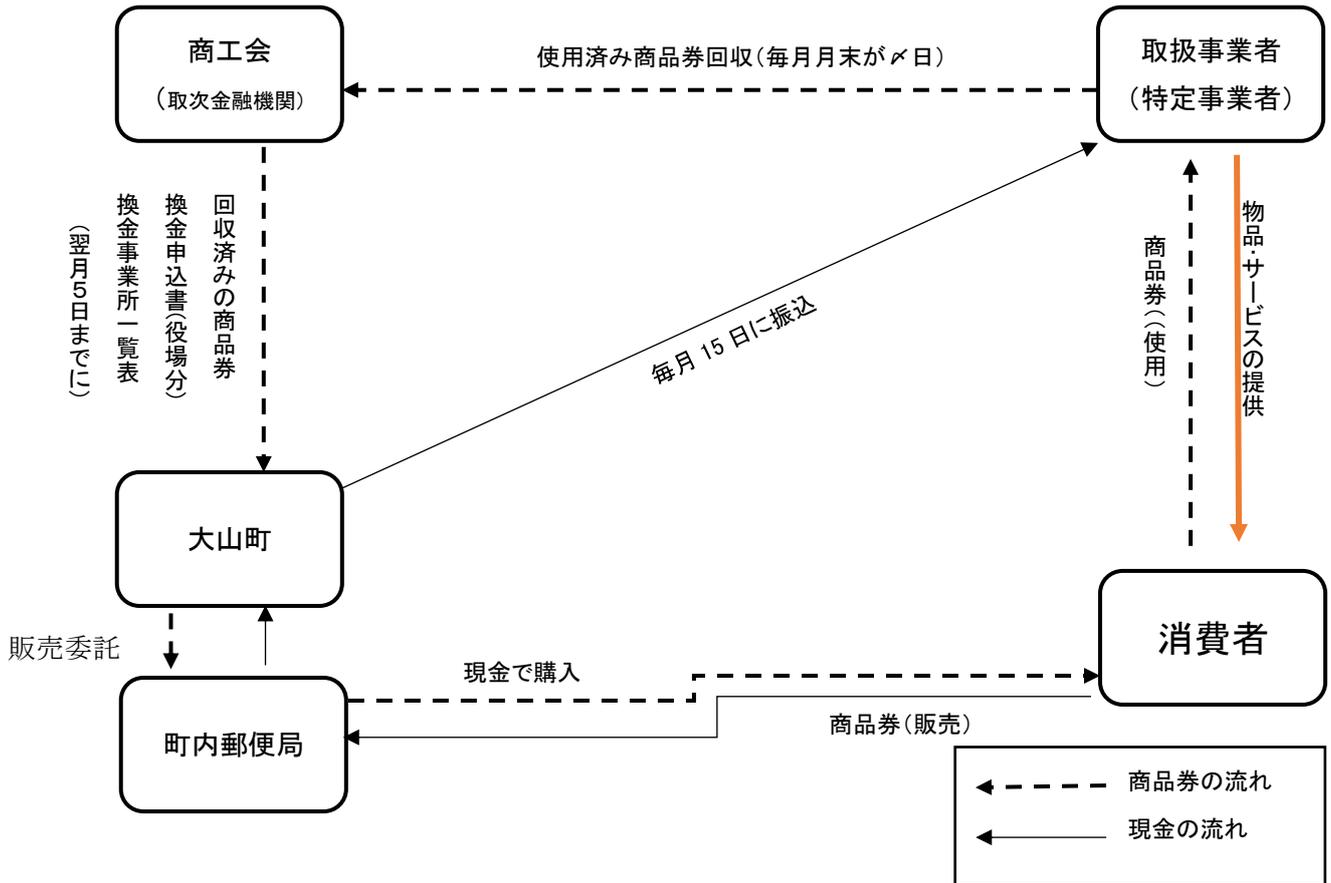


令和元年度大山町プレミアム付商品券発行事業要項

- 目的 消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

■ イメージ図



■ 実施概要

- 実施団体 大山町
- 商品券名称 「大山町プレミアム付き商品券」
- 発行額
 - ・商品券総発行規模 7500万円 (プレミアム付き商品券)
 - ・プレミアム 20% (国が全額補助)
- 商品券購入対象者
 - ①2019年度住民税非課税者(課税基準日2019.1.1)
 - ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族・生活保護被保護者等を除く
 - ②3歳未満の子が属する世帯の世帯主
 - (基準日6/1、7/31、9/30で抽出しその都度対象者に発送)

(5) 実施時期及び販売期間

購入申請期間：令和元年8月下旬～11月29日（金）

購入可能期間：令和元年10月1日～令和2年2月28日（金）

(6) 実施内容

①販売単位

- ・商品券1枚は500円券とする。現金と同様に扱って下さい。おつりは出ません。
- ・10枚セット5,000円を1口とし、1口4,000円で販売する。

②商品券購入限度額

上記(4)①該当者：券額面25,000円(販売額20,000円)

上記(4)②該当者：券額面25,000円(販売額20,000円)×3歳未満
の子の数

③商品券取扱事業者（特定事業者）

本事業に賛同し、大山町内に事業所を有する事業者

④商品券の有効期限

令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

⑤商品券発売所

商品券の販売は、町内郵便局(簡易郵便局を含む)で行う。

販売は月曜日から金曜日までの窓口営業時間とする。土日祝祭日は除く。

⑥使用方法

取扱店で現金と同様に使用できる。(500円以下のお買い物をされてもお釣りはでない。)また、この商品券は、取扱店の商品、サービスを対象とする。ただし、金券類(商品券、宝くじ、図書券、ビール券、酒券、切手、印紙、証紙、はがき、プリペイドカード)、たばこは対象外とする

⑦商品券事故

取扱店や消費者の手元で発生した事故は、それぞれが責任を負うものとする。

(7) 換金方法と換金手続きについて

①代金の換金

毎月1回 月末日締め(PM5まで) 翌15日銀行振込で支払う。

受付・支払日が休日(土・日・祝日)にあたる場合は、指定日の翌営業日とする。

②手続き

使用済み商品券がまとまれば、商品券裏面へ「取扱い事業所名」を記入し、「商品券換金申込書」を添えて随時商工会までご持参下さい。その際、申込書の控えを受取り保管しておく。なお、「商品券換金申込書」の引換商品券枚数、振込金額は、必ず自書の上申し込むものとする。

③事務手数料

手数料無し

④換金期限

令和2年4月15日（水）

⑤禁止事項

お客様から商品券販売等で受け取った「使用済み商品券」は他の取扱店で再使用することは出来ない。（商品券発行業務規約第9条の「不正行為」となり、処分の対象となる。）

(8) 特記事項 なし。

